

水戸市が発注する週休2日制促進工事の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保のための取り組みの一環として、また、令和6年4月からの時間外労働の上限規制を踏まえ、休暇の拡大を促進するために実施する週休2日制促進工事(以下「週休2日制促進工事」という。)の発注等をするため、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 週休2日制とは、第3条に規定する完全週休2日制又は4週8休制いずれかの形式により施工することをいう。

2 現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、予定外の休工日は含めない。

3 現場とは、工事目的物を設置する現場のことをいい、工場製作としての現場は含めない。

4 休工日とは、通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請け企業等も含め終日一切の現場作業(現場事務所での事務作業を含む)を行わない日のことをいう。ただし、発注者の指示や緊急対応等による作業を行った場合は、予め定めた休工日であっても例外として休工日とみなす。

5 経費補正等基準とは、週休2日制での施工を設計図書に位置付けて施工する場合に適用する積算基準(各種経費の補正基準)のことをいう。

(形式)

第3条 形式は、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日制

ア 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間、夏季・年末年始休暇期間は除く。

イ 現場閉所対象日

対象期間における全ての土曜日並びに日曜日とする。なお、受注者の都合により、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。

(2) 4週8休制

ア 対象期間

第3条(1)アに同じ

イ 現場閉所対象日

対象期間の月単位で28.5%(2/7)の現場閉所日とする。なお、月とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までをいう。また、受注者の都合により、第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、

受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

(週休2日促進工事の対象)

第4条 週休2日促進工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を対象外とした上で、原則すべてを週休2日促進工事の対象とする。

- (1) 予定価格が200万円以下の工事
- (2) 現場作業を行う期間が1か月未満となることが想定される工事
- (3) 緊急対応のための工事
- (4) 工程や完成時期に制約のある工事
- (5) 経費補正等基準が定められていない工事
- (6) 事業等の性質上、週休2日制での施工に伴う工事費の増額が認められない工事(災害復旧工事等)
- (7) その他、週休2日促進工事に適さないと発注者が判断する工事

(週休2日促進工事の発注方式)

第5条 週休2日促進工事は、次の各号のいずれかの方式により発注することとする。

(1) 発注者指定型

ア 発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。

イ 契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制または4週8休制のいずれかの形式を発注者と受注者の協議により決定することとする。

ウ 発注時の予定価格算定に当たっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うこととする。

(2) 受注者希望型

ア 発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。

イ 週休2日制での施工については、契約後、受注者の希望に基づき完全週休2日制または4週8休制のいずれかの形式を発注者と受注者との協議により決定することとする。

ウ 発注者と受注者との協議により週休2日制での施工が決定した場合は、別に定める経費補正等基準により、設計変更することとする。

2 前項の(1)、(2)の各方式の適用基準は、以下の各号による。

- (1) 第4条に規定する対象工事のうち、予定価格4,000万円以上の工事については原則、発注者指定型を適用する。
- (2) 第4条に規定する対象工事のうち、予定価格4,000万円未満の工事については原則、受注者希望型を適用する。

(実施工程の作成)

第6条 週休2日促進工事受注者と発注者との協議により週休2日制での施工が決定した受注者(以下「受注者」という。)は、工事着手までに週休2日制で施工するための実施

工程を立て、監督員と協議の上、定めるものとする。

(工期の延長)

第7条 前条に基づき実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約書約款第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長を請求することができる。

(受注者の取組事項)

第8条 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等に説明を行った上で工事を進めることとする。

2 一般土木工事の受注者は、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板に、週休2日制で施工することを標示することとする。

3 営繕工事の受注者は、工事現場の見やすい位置に、週休2日制で施工することを標示する掲示板(看板)を設置することとする。

4 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に提示し、現場閉所の実績について確認を受けることとする(工事完成通知書の提出までに、全ての現場閉所実績について確認すること)。

(1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)

(2) 下請け企業等の労働者の場合は、当該工事における当該下請け企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)

(3) 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類(4週8休制のみ、前2号に基づき現場閉所日を集計した資料等)

5 受注者は、工事完成通知書の提出までに、現場閉所の実績報告(実施工程に休日の取得状況を記入した書類等)を監督員に提出することとする。

(発注者の配慮)

第9条 発注者は、受注者が週休2日制による工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮することとする。

(1) 第6条で定める実施工程による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。

(2) 第7条で定める受注者からの工期の延長変更の請求に対して柔軟に対応すること。

(3) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(工事成績評定等)

第10条 週休2日促進工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取組として、完全週休2日制の実績について、工事成績評定において評価(加点)することとする。

2 週休2日促進工事のうち、発注者指定型の受注者が、契約締結後に判明したやむを得ない事由等が無いにもかかわらず、設計図書に基づく週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、工事成績評定において「法令遵守等」で評価(減点)することとする。

- 3 週休 2 日促進工事のうち、受注者希望型の受注者が受発注者協議により週休 2 日制で施工するとしたにもかかわらず、週休 2 日制による施工に取り組む意思が見られない場合、工事成績評定において「法令遵守等」で評価(減点)することとする。

(履行実績取組証の発行)

第 11 条 受注者が設計図書に基づき完全週休 2 日制で取組を実施し、現場閉所日確保率 100% 以上で工事を完成させた場合に限り、発注者は、工事成績評定通知時に別紙様式 1 により受注者に対し履行実績取組証を発行するものとする。

付 則

この要領は、令和 2 年 6 月 23 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日以降に入札公告等をする工事から適用する。

付 則

この要領は、令和 3 年 12 月 1 日以降に入札公告等をする工事から適用する。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告等をする工事から適用する。

付 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等をする工事から適用する。

付 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日以降に入札公告等をする工事から適用する。

付 則

この要領は、令和 7 年 8 月 7 日以降に入札公告等をする工事から適用する。

付 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告等をする工事から適用する。

様式 1

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印
(担当課)

週休 2 日制促進工事における履行実績取組証（通知）

貴社が施工しました下記工事について、 完全週休 2 日制での取組状況を確認した結果、履行実績取組証の発行基準を満たしていることを確認しましたので、 履行実績取組証（本紙）を通知します。

記

1 工事名

2 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

(参考) 現場閉所日確保率の計算例(4週8体制)

契約工期: 11/6～2/13(100日間)

	日	月	火	水	木	金	土	
11月					1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10	
		契約日	工期始期日					
	11	12	13	14	15	16	17	
	18	19	20	21	22	23	24	
			工事着手日		控除期間①	控除期間②	機材搬入	対象期間に含めない (要領第3条(2)イ参照)
	25	26	27	28	29	30		
	現場閉所 ◎① ●①	試掘調査	測量	現場閉所 ◎② ●②	控除期間③	控除期間④		
12月	日	月	火	水	木	金	土	
							1	
							控除期間⑤	
	2	3	4	5	6	7	8	
	控除期間⑥	控除期間⑦	控除期間⑧	控除期間⑨	控除期間⑩	控除期間⑪	控除期間⑫	
	9	10	11	12	13	14	15	
	控除期間⑬	控除期間⑭	資材搬入	現場閉所 ◎③ ●③	本体工事着手			
	16	17	18	19	20	21	22	
	現場閉所 ◎④ ●④			現場閉所 ◎⑤ ●⑤	雨天休工			
	23	24	25	26	27	28	29	
	現場閉所 ◎⑥ ●⑥	現場閉所 ◎⑦ ●⑦		●⑧			控除期間⑮	
							年末年始休暇	
	30	31	1月 1	2	3	4	5	
	控除期間⑯	控除期間⑰	控除期間⑱	控除期間⑲	控除期間⑳	振替閉所 ◎⑧		
	年末年始休暇	年末年始休暇	年末年始休暇	年末年始休暇	年末年始休暇			

月単位

2/4
=50.0%
>28.5% ok

月単位

6/20
=30.0%
>28.5% ok

1月

日	月	火	水	木	金	土
		1 控除期間① 年末年始休暇	2 控除期間② 年末年始休暇	3 控除期間③ 年末年始休暇	4 振替閉所 ◎⑧	5
6 現場閉所 ◎⑨ ●⑨	7	8	9 ●⑩	10	11 振替閉所 ◎⑩	12
13 現場閉所 ◎⑪ ●⑪	14	15	16 現場閉所(緊急対応) ◎⑫ ●⑫	17	18 雨天休工	19
20 現場閉所 ◎⑬ ●⑬	21	22	23 現場閉所 ◎⑭ ●⑭	24	25	26
27 現場閉所(見学会) ◎⑮ ●⑮	28	29	30 ●⑯	31	2月 1 本体工事完了	2

2月

日	月	火	水	木	金	土
					2月 1 本体工事完了	2
3 現場閉所 ◎⑰ ●⑰	4	5 振替閉所 ◎⑯	6 現場閉所 ◎⑱ ●⑱	7	8 後片付け	9 後片付け
10 現場閉所	11 現場事務所撤去	12 工事完成日 完成通知書提出	13 工期終期日	14	15 完成検査	16

月単位

8/28
=28.5%
>28.5% **ok**

2/7
=28.5%
>28.5%

対象期間に含めない
(要領第3条(2)イ参照)

8/28
=28.5%
>28.5% ok

2/7
=28.5%
>28.5%

対象期間に含めない
(要領第3条(2)イ参照)

現場作業を行う期間:62日間(着手日から完成日までの期間85日間一控除期間23日間)>30日間(1か月)

●:月単位で設定した現場閉所日の総目数【計画】 :18日間

100%確保

-----:対象から除く期間(控除期間23日間)

工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間、夏季・年末年始休暇期間、不稼働期間（工事事故・天災等による突発的な休止期間、工事抑制期間（道路・河川の規制条件等）、別工事又は工事内の調整により工事を行なわない期間）

発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日、現場管理に必要な作業（通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等）、現場見学会の実施、ボランティア等の地域貢献活動への参加等

(参考) 現場閉所日確保率の計算例(完全週休2日制)

契約工期: 11/6～2/13(100日間)

	日	月	火	水	木	金	土
11月					1	2	3
	4	5 契約日	6 工期始期日	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20 工事着手日	21	22 控除期間①	23 控除期間②	24 現場閉所 ◎① ●①
	25 現場閉所 ◎② ●②	26 機材搬入	27 試掘調査	28 測量	29 控除期間③	30 控除期間④	
12月	日	月	火	水	木	金	土
							1 控除期間⑤
	2 控除期間⑥	3 控除期間⑦	4 控除期間⑧	5 控除期間⑨	6 控除期間⑩	7 控除期間⑪	8 控除期間⑫
	9 控除期間⑬	10 控除期間⑭	11 控除期間⑮	12 控除期間⑯	13 資材搬入	14 本体工事着手	15 現場閉所 ◎③ ●③
	16 現場閉所 ◎④ ●④	17	18	19 雨天休工	20	21	22 現場閉所 ◎⑤ ●⑤
	23	24	25	26	27	28 振替閉所	29 控除期間⑰
	●⑥		同一週へ振替				年末年始休暇
	30 控除期間⑱	31 控除期間⑲					
	年末年始休暇	年末年始休暇					

1月

日	月	火	水	木	金	土
		1 控除期間②⑩ 年末年始休暇	2 控除期間②⑪ 年末年始休暇	3 控除期間②⑫ 年末年始休暇	4	5 現場閉所 ◎⑦ ●⑦
6 現場閉所 ◎⑧ ●⑧	7	8	9	10	11	12 現場閉所 ◎⑨ ●⑨
13 現場閉所 ◎⑩ ●⑩	14	15	16	17	18 雨天休工	19 現場閉所(緊急対応) ◎⑪ ●⑪
20 現場閉所 ◎⑫ ●⑫	21 雨天休工	22 振替閉所 ◎⑬	23 同一週へ振替(土曜は翌週も可)	24 本體工事完了	25	26 ●⑬
27 現場閉所(見学会) ◎⑭ ●⑭	28	29	30 控除期間②⑬	31 控除期間②⑭		
日	月	火	水	木	金	土
					1 控除期間②⑮	2 控除期間②⑯
3 控除期間②⑰	4 控除期間②⑱	5	6 工事完成日 完成通知書提出 現場事務所撤去	7	8	9
10	11	12	13 工期終期日	14	15 完成検査	16

2月

現場作業を行う期間:51日間(対象期間79日間ー控除期間28日間)>30日間(1か月)

◎:現場閉所できた日【実績】 :14日間

●:工事着手から工事完了までの土・日の総日数【計画】 :14日間



100%確保

——— :工事着手日から工事完成日までの期間(対象期間79日間)

----- :対象から除く期間(控除期間28日間)

控除期間(対象から除く期間)の例

工場製作のみの期間, 工事全体を一時中止とした期間, 夏季・年末年始休暇期間, 不稼働期間(工事故・天災等による突発的な休止期間, 工事抑制期間(道路・河川の規制条件等), 別工事又は工事内の調整により工事を行わない期間)

現場閉所した日とみなす例

発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日, 現場管理に必要な作業(通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等), 現場見学会の実施, ボランティア等の地域貢献活動への参加等

【週休 2 日制促進工事の特記仕様書(例)】

○一般土木工事における「発注者指定型」の場合

(週休 2 日制での施工について)

第〇条 本工事は、「週休 2 日制促進工事」(以下、本条において「週休 2 日制促進工事」という。)であり、「水戸市が発注する週休 2 日制促進工事の実施要領」(以下「要領」という。)第 5 条第 1 項(1)に規定する発注者指定型を適用する。

2 受注者は、要領第 2 条に規定する週休 2 日制での施工にあたり、取組形式を決定の上、要領第 6 条に基づき予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休 2 日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4 週 8 休制(月単位)の場合は、月単位で 28.5% (2/7) 以上の日数を現場閉所日とすること。また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第 18 条、第 21 条及び第 23 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。ただし、正当な理由なく受注者の責による工期延期が生じた場合には、本工事を週休 2 日制促進工事の対象外とする。

3 受注者の都合により要領第 6 条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で振替現場閉所日を設定すること。完全週休 2 日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここの「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の 7 日間の単位として取扱うこととする。4 週 8 休制(月単位)の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

4 受注者は、週休 2 日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施すること。

5 受注者は、週休 2 日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板において標示すること。

6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受け、工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること。

(1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)

(2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)

(3) 現場閉所日確保率が把握できる書類((1),(2)に基づき現場閉所日を集計した資料等)

7 本工事においては、予定価格の算定にあたり、週休 2 日制(月単位(4 週 8 休制))(現場閉所日確保率 100% 以上)を前提として労務費に 1.02、市場単価方式による積算に「週休 2 日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(公表)に示す補正係数、共通仮設費率に 1.01、現場管理費率に 1.02 の補正係数を乗じているが、現場閉所日確保率が 100% 未満となった場合(週休 2 日制での施工を達成できなかった場合)は、当該補正を解除(設計変更減)する。また、完全週休 2 日制を取組み、達成した場合は、同基準に則り当該補正を変更(設計変更増)する。なお、詳細については「週休 2 日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(公表)による。

8 完全週休 2 日制での施工を達成できた場合に限り、工事成績評価においては、休暇の拡大に向けた取組みについて評価し、履行実績取組証を発行するものとする。なお、契約締結後に判明したやむを得ない事由等が無いにもかかわらず、設計図書に基づく週休 2 日制による施工に取組む意思が見られない場合、工事成績評価における「法令遵守等」により評価(減点)を行う。

○一般土木工事における「受注者希望型」の場合

(週休２日制での施工について)

- 第〇条 本工事は、「週休２日制促進工事」(以下、本条において「週休２日制促進工事」という。)であり、「水戸市が発注する週休２日制促進工事の実施要領」(以下「要領」という。)第５条第１項(２)に規定する受注者希望型を適用する。
- ２ 週休２日制での施工については、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定する。
- ３ 前項により、要領第２条に規定する週休２日制での施工をすることとなった受注者(以下、本条において「受注者」という。)は、週休２日制での施工にあたり、取組形式を決定の上、要領第６条に基づき予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休２日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、４週８休制の場合は、月単位で28.5% (2/7) の日数を現場閉所日とすること。また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。ただし、正当な理由なく受注者の責による工期延期が生じた場合には、本工事を週休２日制促進工事の対象外とする。
- ４ 受注者は、週休２日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施すること。
- ５ 受注者の都合により要領第３条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で振替現場閉所日を設定すること。完全週休２日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の７日間の単位として取扱うこととする。４週８休制(月単位)の場合は現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- ６ 受注者は、週休２日制で施工することについて、土木工事保安対策技術指針に基づき設置する標示板(工事中看板)及び工事説明看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- ７ 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受け、工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること。
- (１) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (２) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
 - (３) 現場閉所日確保率が把握できる書類((１),(２)に基づき現場閉所日を集計した資料等)
- ８ 現場閉所日確保率が100%となった場合、労務費、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の現場閉所日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休２日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(公表)による。

現場閉所日確保率	月単位	週単位(完全週休２日)
労務費に対する補正係数	1.02	1.02
共通仮設費率に対する補正係数	1.01	1.02
現場管理費率に対する補正係数	1.02	1.03

※市場単価方式等による積算にあたっては、「週休２日制促進工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」(公表)に示す補正係数を乗じる。

- ９ 完全週休２日制での施工を達成できた場合に限り、工事成績評価においては、休暇の拡大に向けた取組みについて評価し、履行実績取組証を発行するものとする。なお、週休２日制で施工するとしても関わらず、取組む意思が見られない場合は、工事成績評価における「法令遵守等」により評価(減点)を行う。

○営繕工事における「発注者指定型」の場合

(週休2日制での施工について)

第〇条 本工事は、「週休2日制促進工事」(以下、本条において「週休2日制促進工事」という。)であり、「水戸市が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(以下「要領」という。)第5条第1項(1)に規定する発注者指定型を適用する。

- 2 受注者は、要領第2条に規定する週休2日制での施工にあたり、取組形式を決定の上、要領第6条に基づき予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5% (2/7) 以上の日数を現場閉所日とすること。また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。ただし、正当な理由なく受注者の責による工期延期が生じた場合には、本工事を週休2日制促進工事の対象外とする。
- 3 受注者の都合により要領第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制(月単位)の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- 4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとする。
- 5 受注者は、工事現場の見やすい位置に、週休2日制で施工することを標示する掲示板(看板)を次の各号により設置すること。
 - (1) 掲示板(看板)の大きさは、A3サイズ(420mm×297mm)以上とすること。
 - (2) 掲示板(看板)には、週休2日制で施工する工事である旨、見やすい大きさの文字で記載すること。
- 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
 - (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
 - (3) 現場閉所日確保率が把握できる書類((1),(2)に基づき現場閉所日を集計した資料等)
- 7 本工事においては、予定価格の算定にあたり、週休2日制月単位の4週8休以上(現場閉所日確保率100%以上)を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に1.02の補正係数を乗じて予定価格を作成しており、現場閉所日確保率が100%未満となった場合(週休2日制での施工を達成できなかった場合)は、当該補正を解除(設計変更減)する。なお、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準(営繕工事編)」(公表)による。
- 8 完全週休2日制での施工を達成できた場合、工事成績評価においては、休暇の拡大に向けた取り組みについて評価し、履行実績取組証を発行するものとする。なお、契約締結後に判明したやむを得ない事由等が無いにもかかわらず、設計図書に基づく週休2日制による施工に取組む意思が見られない場合、工事成績評価における「法令遵守等」により評価(減点)を行う。

○営繕工事における「受注者希望型」の場合

(週休2日制での施工について)

- 第〇条 本工事は、「週休2日制促進工事」(以下、本条において「週休2日制促進工事」という。)であり、「水戸市が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(以下「要領」という。)第5条第1項(2)に規定する受注者希望型を適用する。
- 2 週休2日制での施工については、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制(月単位)のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。
- 3 前項により、要領第2条に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者(以下、本条において「受注者」という。)は、週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制(月単位)の場合は、月単位で28.5%(2/7)の日数を現場閉所日とすること。また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。ただし、正当な理由なく受注者の責による工期延期が生じた場合には、本工事を週休2日制促進工事の対象外とする。
- 4 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとする。
- 5 受注者の都合により要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制(月単位)の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあつては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- 6 受注者は、工事現場の見やすい位置に、週休2日制で施工することを標示する掲示板(看板)を次の各号により設置すること。なお、この掲示板(看板)に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- (1) 掲示板(看板)の大きさは、A3サイズ(420mm×297mm)以上とすること。
- (2) 掲示板(看板)には、週休2日制で施工する工事である旨、見やすい大きさの文字で記載すること。
- 7 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
- (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
- (2) 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
- (3) 現場閉所日確保率が把握できる書類((1)、(2)に基づき現場閉所日を集計した資料等)
- 8 現場閉所日確保率が100%となった場合、完全週休2日制においては労務費、現場管理費率に補正係数を乗じた設計変更を行う。4週8休制においては労務費に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準(営繕工事編)」(公表)による。

週休 2 日の種類 (現場閉所日確保率)	完全週休 2 日制 (100%以上)	4 週 8 休制 (100%以上)
労務費に対する補正係数	1.02	1.02
現場管理費率に対する補正係数	1.01	—

- 9 完全週休 2 日制での施工を達成できた場合，工事成績評定においては，休暇の拡大に向けた取り組みについて評価し，単位履行実績取組証を発行するものとする。なお，週休 2 日制で施工する事にしたにも関わらず，取り組む意思が見られない場合は，工事成績評定における「法令遵守等」により評価（減点）を行う。